

# 自然災害と民衆・国家

——九世紀陸奥国奥郡の騒擾をめぐつて——

渡邊 誠

\*本稿は、二〇〇五年初頭に成稿して某学術誌のコラム的な欄に投稿して不採用となつたまま放置していたものである。当時、すでに本稿のもとになる歴史理解を史料から得ていた

ところ、後から起きた現実の灾害とイメージが重なり、執筆を思い立つた。時宜に叶うことを優先して急いで書いた面もあり、詰めの甘いところは多々あるが、この度、下向井先生のお勧めもあり掲載していただくこととした。掲載に当たっては、現実と歴史の理路を模索した執筆時の問題意識を尊重して最低限の加筆・修正にとどめ、根本的な書き換えは行つてない。そのため、今となつては古い記述が散見するが、ご了解いただきたい。

よる、二十九日現在の集計）。今なお、これらの災害で避難生活を送る人々は多い。

気まぐれに牙を剥いた自然の猛威の前で人は無力であり、その結果、人々は日常を破壊され、予期せぬ困難な生活に身を置かざるを得なくなる。過去の歴史においても、自然災害に見舞われて苦難の生活を強いられることになつた事例は数限りなくある。

本稿では、九世紀の陸奥国奥郡騒乱と呼ばれる歴史的事象を災害史の観点から照射し、人々を翻弄する突發的な自然災害がもたらした混乱と、日常への回帰に向けた模索を、そこから抽出してみたいと思う。

## はじめに

二〇〇四年は災害の当たり年となり、各地に甚大な被害をもたらした。台風の上陸数一〇は平年値二・六の四倍で、死者・行方不明者二二二人、家屋損壊約八万棟、床上・床下浸水約一四万棟に上つた。七月には集中豪雨も相次ぎ、新潟・福島豪雨、福井豪雨で合わせて二一人が犠牲となつた。十月の新潟県中越地震（M六・八）では死者四〇人、重軽傷者約四、五〇〇人、全半壊住宅約一四、〇〇〇棟に上り、ピーク時の避難者は三五市町村で一〇万人を超えた。特に山古志村では全村民が長岡市などに避難している。海外でも、年末にスマトラ沖大地震（M九・〇）による大津波が発生し、インド洋沿岸諸国で史上最悪の死者・行方不明者を出した（以上の被害状況は、毎日新聞二〇〇四年十二月三十日朝刊に

が打たれ、移民政策（柵戸移配）や城柵制支配が停止・縮小されるなか、従来の積極的エミシ政策の全面的な軌道修正が行われ、新たなエミシ支配体制——「民」・「夷」分割支配の放棄と、新興エミシ系豪族の支配力に依拠した体制の形成——が模索される時代として捉えられている。そして、承和三（八三六）年から齊衡二（八五五）年にかけて連年続いた陸奥国奥郡の騒乱は、在地社会においてなお「民」・「夷」の対立が存在し、安定的秩序が確立されていない時期の矛盾の表出に他ならない、という熊谷公男氏の理解が、現在の研究の到達点であろう<sup>(1)</sup>。一般的に古代東北史像は、「民」と「夷」が対立し、エミシは反乱を繰り返すというシェーマでとらえられ、その延長線上に最近では、この騒乱は律令国家の版図の北

部域をエミシが「奪還」するための反乱であり、その結果、弘仁二(八一一年)に建郡が完了する奥六郡のうち北部四郡（和賀・稗貫・斯波・岩手）が一〇世紀後半までの一時期、廢絶に追い込まれた、という渕原智幸氏の説も登場している<sup>(2)</sup>。

しかし、単純にエミシの律令国家支配に対する反抗として、この騒乱を位置づけることはできない。というのも、後述する通り、この騒乱は深刻な自然災害と密接な関係のもとに発生したものだからである。熊谷氏も、飢饉や天変地異が矛盾を顕在化させる引き金になつたと若干述べはいるものの、支配体制の解明を目的とする論考<sup>(3)</sup>とともにあって、ほとんど重要視していない。ここでは、災害との関係に留意しつつ、あらためて陸奥国奥郡の騒乱をみていく。なお、「騒乱」の実態は、実は反乱と言えるようなものではないと考えるので、以下では史料に即して「騒擾」と呼ぶ。

### 一 承和期の騒擾と火山の噴火

『続日本後紀』は承和期の騒擾について、当時の状況を次のように伝える。

**【史料①】**『続日本後紀』承和四年四月癸丑(二十一日)条  
陸奥出羽按察使從四位下坂上大宿称淨野馳し伝奏言、得<sup>ニ</sup>鎮守將軍匝瑳宿称末守牒称、自去年春<sup>ニ</sup>至今年春<sup>ニ</sup>百姓妖言、騒擾不<sup>レ</sup>止、  
奥邑之民、去<sup>レ</sup>居逃出、事須<sup>ニ</sup>加<sup>ニ</sup>添戍兵<sup>ニ</sup>、静<sup>レ</sup>騒<sup>ニ</sup>赴<sup>ニ</sup>農、又栗原・  
賀美両郡百姓逃出者多、不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>抑留<sup>ニ</sup>者、臣<sup>ニ</sup>淨野商量、防<sup>レ</sup>禍<sup>ニ</sup>靜<sup>レ</sup>騒<sup>ニ</sup>、  
須<sup>ニ</sup>慎<sup>ニ</sup>未然<sup>ニ</sup>、加以<sup>ニ</sup>栗原・桃生以北俘囚、控弦巨多、似<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>皇<sup>ニ</sup>、  
反覆不<sup>レ</sup>定、四・五月所謂馬肥虜驕之時也、儻有<sup>ニ</sup>非常<sup>ニ</sup>、難<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>支<sup>ニ</sup>  
禦<sup>ニ</sup>、伏望、差<sup>ニ</sup>發援兵一千人<sup>ニ</sup>、四・五月間結般上下、暫候<sup>ニ</sup>事變<sup>ニ</sup>、

其糧料者、用<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>穀<sup>ニ</sup>、依<sup>レ</sup>例<sup>ニ</sup>支<sup>ニ</sup>給<sup>ニ</sup>、但<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>奏<sup>ニ</sup>待<sup>ニ</sup>報<sup>ニ</sup>、恐失<sup>ニ</sup>機事<sup>ニ</sup>、仍<sup>ニ</sup>且<sup>ニ</sup>發<sup>ニ</sup>且<sup>ニ</sup>奏<sup>ニ</sup>者、賜<sup>ニ</sup>勅符<sup>ニ</sup>曰<sup>ニ</sup>、事緣<sup>ニ</sup>慎<sup>ニ</sup>機<sup>ニ</sup>、依<sup>レ</sup>請<sup>ニ</sup>許<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>、唯<sup>ニ</sup>克制<sup>ニ</sup>權變<sup>ニ</sup>、威惠兼施、

傍線部によれば、この前年の承和三年春から騒擾が止まず、「奥邑」(同史料から栗原・桃生以北の地域を指すことが分かる。もう少し正確に言えば、熊谷氏が指摘するように、現宮城県北部の黒川郡以北から現岩手県中南部の北上川中流域までを「奥郡」「奥邑」と呼んだ)の民が居住地から逃亡しているという。そのうち、特に逃亡が著しいのが、栗原・賀美両郡である。何故この二郡なのか? この記事の直前に当たる次の記事が回答を与えてくれる。

**【史料②】**『続日本後紀』承和四年四月戊申(十六日)条

陸奥國言、玉造塞温泉石神 雷響振動、昼夜不<sup>レ</sup>止、温泉流<sup>レ</sup>河、其色如<sup>レ</sup>漿、加以<sup>ニ</sup>山燒谷塞、石崩折<sup>ニ</sup>木、更作<sup>ニ</sup>新沼<sup>ニ</sup>、沸声如<sup>レ</sup>雷、如<sup>レ</sup>此奇怪不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>勝計<sup>ニ</sup>、仍仰<sup>ニ</sup>國司<sup>ニ</sup>、鎮<sup>ニ</sup>謝災異<sup>ニ</sup>、教<sup>ニ</sup>誘夷狄<sup>ニ</sup>、

玉造郡で雷響とともに温泉が溢れだし、山を焼き谷を塞ぎ、岩を崩して木々を薙ぎ倒したという。これは、那須火山帶栗駒火山群に属する現宮城県玉造郡鳴子町・鳴子火山の噴火に他ならない。鳴子火山は数万年前の火碎流噴火によって形成されたカルデラと中央部の溶岩ドーム群からなるとされ、現在では源泉数全国一ともいわれる屈指の温泉郷として知られている。火山研究の専門的な見地によれば、この記事から読み取られる地変は「振動を伴う大音響（爆発?）の発生、温泉水の河川への流入、崖崩れ（溶岩ドームの小規模な崩壊）による周辺の植生の破壊と沸立った沼（新たな温泉噴出孔?）の形成」であり、「地熱活動が活発な地点で発生した浅所水蒸気爆発および溶岩ドームの崩壊」と推定されて

おり、その水蒸気爆発によると思われる溶岩岩片に富む噴出物（火砕物）が溶岩ドーム群の周辺や潟沼西方の火口地形の近傍で確認されている<sup>(3)</sup>。当時、民衆の逃亡が相次いだ栗原・賀美両郡とは、この玉造郡の南北に隣接する地域なのである。すでにその前年春から逃亡が相次いだというから、その頃から何らかの兆候がみられたのだろう<sup>(4)</sup>（承和六年には「地震是頻」という状況だったように<sup>(5)</sup>、火山性地震の頻発などが考えられよう）。なお、「百姓」とあることから普通この時逃亡した民衆は公民＝移民系住民と理解されているが、当然ながら降りかかる自然災害に身分的違いなどない。「奥邑之民、去レ居逃出」とあるように、必ずしも「百姓」に限らない人々の逃亡があつたであろう。

このときの災害の規模や範囲は、上述のように、それほど大きなものではなかつたかもしれない。しかし、後世の眼から歴史や地域を俯瞰して、これらの広範囲にわたる人々の動きと局地的な災害との関係を否定するのは正しくない。それ以前から地震の頻発などで不安を抱いていた人々の心情に寄り添つた認識が必要である。人々は溶岩ドームの崩壊によつて天変地異への恐怖を一層強くし、周辺地域へと流出した。逃亡する人々が玉造郡に隣接する栗原・賀美両郡の百姓に多くみられたといふのは、災害による直接的な被害ばかりでなく、その周辺地域で、人々の流入による混乱と不安・動搖が、さらなる人々の流出を招いたことを想像させる。その流出した人々が「百姓」であつたことは、後述のような「民」・「夷」の摩擦と関係するであろう。

火山噴火の被災報告を受けた中央政府は、八月に至つて陸奥国の課丁三、二六九人に承和四年から八年まで五年間の免税措置を決定した<sup>(6)</sup>。三千余の課丁とは、玉造・栗原・賀美など被災地と認定された地域の人々であろう。また、災害時に課役を一～三年間程度免除することは正史にしばしば見えるが、五年の長期に涉つて免除するのは違例である。この災害がもたらした社会の混乱の大きさが推し量られよう。そして承和

六年三月に至ると、さらに陸奥国百姓三〇、八五八人を対象に「済窮弊」ため三年の課役免除が決定される<sup>(7)</sup>。ここに至つて免税措置は先の承和八年を期限に、さらに拡大されている。加えて、玉造郡に隣接する出羽国でも、承和八年二月にその年の課役のうち百姓二〇、六六八人が免除された<sup>(8)</sup>。その理由は「以三年穀不レ登飢饉相仍也」とされ、社会の混亂で疲弊した陸奥・出羽両国は度重なる飢饉に見舞われたらしい。史料①に「事須下加添戍兵、静レ騒赴上レ農」とあるように、民衆の逃亡は、生産活動の停滞をも引き起こす。陸奥の「窮弊」、出羽の「相仍」なる「飢饉」の原因の一端もここにある。承和八年に隣接する陸奥国に課役免除が施されなかつたのは、すでにこの年までの課役が免除されているからに他ならない。陸奥・出羽両国ではこの時期、いずれも承和八年を期限とした課役免除が広範囲に実施されており、その起点が鳴子火山の噴火活動にあつたのである。

鳴子火山の噴火に見舞われた民衆は「山を焼き谷を塞ぎ、石を崩し木を折る」火砕流や、噴火活動とともになう地震の恐怖、それらによる社会の混乱から逃れるため、住み慣れた土地を離れて周辺諸郡に避難せざるを得ない。それが「栗原・賀美両郡百姓逃出」の実態である。そして、周辺諸郡に流出した難民たちは、その地で救済を受けることになる。承和七年、外従六位上から仮に外従五位下を授けられた宮城郡権大領物部巳波美は、「造私池漑公田八十町、輸私稻一万一千束」賑「公民」したという<sup>(9)</sup>。この時期に私稻をもつて公民に賑給したというのは、避難民に対する救済活動に他ならないだろう（宮城郡は黒川郡を挟んだ賀美郡の南に位置し、一部隣接する）。被災者の生活が周辺民衆の助け合いで支えられるのは、現代と変わらない。

異なるのは、人々の間に「公民」と「俘囚」という身分的な差別・偏見が横たわつてゐることである。史料①には「栗原・桃生以北俘囚、控弦巨多、似從「皇化」、反覆不定」という俘囚觀が示されている。災害

による難民の流出は周辺諸地域で「民」・「夷」の摩擦を否応なしに発生させる。史料②において、災異を鎮謝するとともに夷狄への「教誘」が国司に指示されているのも、そうした事態を予測してのことにして他ならない。史料①で援兵千人の臨時徵發が申請されているのも、災害が引き金になって、身分的抑圧を受けるエミシ系住民が暴動を起すことを懸念してのことである<sup>(10)</sup>。しかし、承和六年頃には、「地震是頻、奥県百姓多以畏逃」と火山活動に伴う地震が頻発する状況が続くな、胆沢城と多賀城の間の地域に「異類延蔓、控弦数千」という状態が生じていた<sup>(11)</sup>。また、承和七年には、この年が庚申に当たる養老四(七二〇)年、宝亀十(七八〇)年に陸奥国で大規模なエミシの反乱が起きていたことから、民衆のなかにエミシ反乱の不安が広がった<sup>(12)</sup>。この事態を受けて陸奥国は承和六・七両年に再度、千人～二千人規模の援兵を動員して治安維持に当たっている。承和七年の援兵動員に際して、中央政府から陸奥国司に対して「宜<sub>下</sub>能制<sub>三</sub>民夷<sub>二</sub>、兼施<sub>中</sub>威德<sub>上</sub>」と命じていることは、災害後の生活不安のなかで「民」・「夷」の摩擦を抑制することに援兵の主眼があつたことを、端的に表現している。

承和期の災害において、課役を免除する以外には、国家が充分な災害救援活動を展開した形跡はない。被災者を支援したのは専ら、先にみたような郡司層による私的な活動であつたと思われる。そのことがまた、騒擾を呼ぶ一因となつたのではないか。先の宮城郡司は「公民」に私稻を施したのであって、俘囚にではなかつた。また、本来的に俘囚身分の人々は調庸を負担していかなかつた。公民となることを願い出て許可された際、「俘囚」の名を除き「調庸民」としたのはその証左であろう<sup>(13)</sup>。彼らは租を負担した程度に過ぎない<sup>(14)</sup>。このように、「民」・「夷」の間には救済の恩恵に格差があり、「民」に厚く「夷」に薄い措置に他ならなかつた。被害の大きさとともに、こうした援助のあり方も、混乱を長期化させる原因となり、生活難に陥つた俘囚の騒擾行為へと発展していく。

陸奥国府は、援兵を動員して騒擾の鎮静化に当たつた他、騒擾に加わらない俘囚を褒賞するなどして対応した。先にみた、賑給による宮城郡司の仮叙の記事のなかに同時にみえる物部斯波連宇賀奴は、承和二年に吉弥侯氏から改姓されて以来<sup>(15)</sup>、おそらく鎮守將軍麾下に属して胆沢城に上番し、奥郡支配の一端を担つていたと思われ、このときの騒擾でも国府側に立つて活動したのであろう、外従五位下に叙されている。災害の混乱に直面した国家はこのような方策で何とか事態の收拾を図るのが精一杯であった。

## 二 齊衡期の騒擾と飢餓

承和期の騒擾からしばらく経つた齊衡元(八五四)年から翌齊衡二年にかけて、陸奥国で再び騒擾が発生した。『日本文徳天皇実録』は次のように伝えている。

【史料③】『日本文徳天皇実録』齊衡元年年四月壬午(二十八日)条

陸奥国奏曰、去年不<sub>レ</sub>登、百姓困窮、兵士逃亡、已乏<sub>ニ</sub>屯戍、今虎狼之類、争事<sub>ニ</sub>強盜<sub>一</sub>、逆亂之萌、近在<sub>ニ</sub>目前<sub>一</sub>、請發<sub>ニ</sub>援兵二千人<sub>一</sub>、以備<sub>ニ</sub>不虞<sub>一</sub>、勅<sub>ニ</sub>許<sub>ニ</sub>發<sub>ニ</sub>千人<sub>一</sub>、

【史料④】『日本文徳天皇実録』齊衡二年正月丙申(十五日)条

陸奥国奏曰、奥地俘囚等、彼此接刃、殺<sub>ニ</sub>傷<sub>ニ</sub>同種<sub>一</sub>、事須<sub>ニ</sub>警備以防<sub>ニ</sub>非常<sub>一</sub>、仍且差<sub>ニ</sub>發援兵二千人<sub>一</sub>、許<sub>ニ</sub>之、

【史料⑤】『日本文徳天皇実録』齊衡二年正月戊申(二十七日)条

陸奥國飛駄奏、請<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>發援兵二千人<sub>一</sub>、勅曰、夫<sub>ニ</sub>邊要<sub>ニ</sub>寄<sub>ニ</sub>安危攸<sub>ニ</sub>繫<sub>ニ</sub>、慎<sub>ニ</sub>微慮<sub>ニ</sub>萌<sub>ニ</sub>、理固宜<sub>ニ</sub>然<sub>ニ</sub>、但時<sub>ニ</sub>農要<sub>ニ</sub>、人競<sub>ニ</sub>耕稼<sub>ニ</sub>、而多動<sub>ニ</sub>

士衆」、遠行「屯戍」、恐懼「患役之嗟」、終乏「如帰之志」、凡用レ兵之道、未必貴「多、苟奮其力」、一以当レ千、宜下便簡コ抜近城兵一千人、和レ誘其心、精練其武、能守「衝要」、以備中機急上、又知「騷擾之由」、發「於飢困」、故賜「賑給料糧一万斛」、事須不レ論「民俘」、「務加「優恤」、開以「恩惠」、慰「其窮窘」、

渕原氏が最近になつて、この騷擾をエミシによる律令国家からの北方諸郡の「奪還」と論じたことは冒頭に触れた。そして、その反乱の鎮圧に失敗したのは、凶作による民力の疲弊が原因で大兵力を差発する余力がなかつたからだと論じている。しかし、このような理解は、エミシの暴動はすなわち律令国家の支配から離脱せんとする反抗だという先入観に冒されて陥つた失敗ではないだろうか。子細にこれらの史料を読めば、国家支配に対する反抗というより、俘囚間の騷擾が主であること（史料④）、飢餓は、國家の対応を困難にした要因というより、騷擾の原因そのものであること（史料⑤に「知「騷擾之由」、發「於飢困」」とある）に気付くだろう。また、史料③によれば、このときの騷擾の具体的な内容は、窮乏に陥つた人々が、生きるために強盗と化し、食料等を奪い合つて治安が悪化した状態らしい。そして、この俘囚間の騷擾はいまだ「奥地」の外にまで波及してはいなかつた。そのことは、史料③に「逆亂之萌、近在「目前」」とか、史料⑤に「慎レ微慮レ萌」とかとあることから窺える。援兵の派遣は「奥地俘囚等」の騷擾が拡大するのを防ぐことに主眼があつたと思われる。ただし、武力によつて治安維持を図ることだけが今回の援兵の目的ではなかつた。史料⑤によれば、中央政府は援兵差発とともに糾一万石の救援物資を支出することを陸奥国に命じている。臨時に差発された援兵は、これらの救援物資を現地に運び、困窮者に配分する任務を帯びている。彼らは災害に苦しむ人々を救済し、混乱を終息させるための救援部隊だったのである。

火山の噴火活動と飢餓という相違があるので単純に比較はできないが、齊衡期の騷擾では承和期にはみられなかつた、国家による賑給が行われた。最初の援兵派遣が許可された齊衡元年四月二十八日から一月も経たない五月十五日にも、穀一万石を「俘夷」に施すことを陸奥国が申請して許可されているから<sup>(16)</sup>、このときの援兵も救援活動を任務としたことがうかがえる。承和期、課役免除以外に救済を行うことのなかつた国家は、騷擾状態をなかなか沈静化できなかつた。その反省が、齊衡期の騷擾への対応に生かされているとみた。九月に至ると、承和期と同様に陸奥国百姓に免税措置がとられる（この時は一年間のみ）<sup>(17)</sup>。齊衡二年に、今度は「民俘」を問わず糾一万石が施されているのも、「民」・「夷」間の摩擦が騷擾を拡大させた承和期からの反省であろう。加えて、飢餓の拡大があつたのか、十月には、出羽国の困窮者一九、〇〇〇人余りの課役免除も行われている<sup>(18)</sup>。

九世紀、災害時の陸奥では、「民」・「夷」の身分的差別も伴つて、治安の悪化が深刻な問題となつた。それに対して中央政府・陸奥国は、承和期には長期に涉る課役免除と、武力による治安維持を主要な対策として採用した。そして、避難民の救済は現地の人々の義援活動に委ねていたのである。しかし、そうした方策は、「民」・「夷」の摩擦を拡大させ、効果的な成果をあげることが出来ず、騷擾を長期化させてしまつた。これに対して齊衡期には、これらの方策に加えて、国家が率先して「民」・「夷」を区別せずに被災者の救援に当たつた。こうした人道的対処が功を奏したのか、承和期ほどの混乱を生じることなく、齊衡二年のうちに混乱は終息したようである。

### 三 被災地の復興にむけて—承和期の場合—

災害は、発生したその時のみが問題なのではない。その後の復旧こそ、

民衆にとつても国家にとつても重要な課題である。特に承和期の災害では、それを契機に住み慣れた土地を離れた民衆が玉造・栗原・賀美的諸郡を中心に多数に上つた。承和八年をもつて課役免除の期限が切れ、課税が再開された承和九年の翌年、承和十年に、次のような命令が出ている。

【史料⑥】『類聚三代格』卷十二・隱首括出浪人事

太政官府

応<sub>三</sub>陸奥・出羽両国浮浪人送<sub>1</sub>附本貫事

右倉廩充実、事由<sub>レ</sub>富<sub>レ</sub>國、富<sub>レ</sub>國足<sub>レ</sub>用、寔縁<sub>ニ</sub>民力<sub>一</sub>、是以、前格立<sub>レ</sub>制、務<sub>ニ</sub>辺廩<sub>ニ</sub>者、蓋<sub>ソ</sub>以<sub>ニ</sub>安<sub>レ</sub>國化<sub>レ</sub>狄備<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>兵革<sub>ニ</sub>也、頃年、邊郡黎甿、習俗澆酶、好通<sub>ニ</sub>課賦<sub>一</sub>、多入<sub>ニ</sub>奥地<sub>一</sub>、又<sub>ニ</sub>陸奥人民、既若<sub>ニ</sub>出羽<sub>ニ</sub>、出羽百姓、還匿<sub>ニ</sub>陸奥<sub>ニ</sub>、去就無定、姦遁多<sub>ニ</sub>綺、遂令下課賦之民、脫<sub>ニ</sub>於籍帳<sub>ニ</sub>、調庸之物、欠<sub>ニ</sub>於官庫<sub>ニ</sub>、斯則、國司等无レ心<sub>ニ</sub>督察<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>之怠也、被<sub>ニ</sub>大納言正三位兼任右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣<sub>ニ</sub>称、宜<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>符両國<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>有浪人尋<sub>ニ</sub>其本郡<sub>ニ</sub>、差<sub>レ</sub>使勒<sub>レ</sub>狀、依<sub>レ</sub>實送付<sub>上</sub>、如有<sub>ニ</sub>許<sub>ニ</sub>容<sub>ニ</sub>一人<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>他被<sub>上</sub>告者、依<sub>レ</sub>法科處、

承和十年四月廿八日

とされた人々の行動と、史料①などに「奥邑之民、去<sub>レ</sub>居逃出」、「栗原・賀美両郡百姓逃出者多、不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>抑留」、「地震是頻、奥県百姓多以畏逃」とある行動とが重なり合つてくるだろう。承和十年に問題とされた陸奥・出羽両国の浮浪人とは、火山噴火やその後の社会の混乱、飢饉によつて居住地を離れ、周辺諸郡に流出した民衆に他ならない。<sup>(19)</sup>（出羽から陸奥への人の動きも、出羽での課役免除の原因となつた承和八年の飢饉との関係が想定される）。あるいはまた、災害やその後の耕作放棄によつて生産手段を失い、再開された課役に堪えかねて逃亡するものもいたであろう。こうした人々の存在は、課役負担が再開されて一年余り過ぎてもなお復旧が進まず、各地に多数の難民がいたことを示す。彼らを旧居住地に戻し、（生業に従事させて）課役を負担させようというのは、ここに至つてようやく、国家が本格的に難民対策に乗り出したことを意味する。ただしそれが、故意に課役負担を忌避しているのではなく、災害や社会不安に見舞われて如何ともし難い民衆に対して、「課役から逃れようとする人々」というレッテルを貼り、国一郡の機構を通じて強制的に送還するという形態をとつて行われているところに、古代国家の著しい特徴があると言わねばならない。

ところで、この課役免除の期限切れに前後する時期、承和八年～九年にかけて、陸奥守がごく短期間のうちに頻繁に交替している、という渕原氏の指摘は興味深い。<sup>(20)</sup> 承和八年正月に良岑高行が陸奥守に就任していたが、翌九年五月には早くも小野篁と交替し、さらに八月になつて藤原大津に替えられる。この際、陸奥出羽按察使藤原氏宗が、大津は自らの叔父に当たり、近親間で同質の官職を占めることは不適当として按察使辞任を申し出たため、十月に大津に替えて藤原氏宗が陸奥守に就任し、足早に下向する（経過や期間から判断して、小野篁・藤原大津は赴任しないと思われる）。渕原氏は陸奥國騒乱の継続による陸奥守の赴任忌避として理解しているが、そうではなく、被災地の復旧活動との関係か

ら理解しなければならない<sup>(21)</sup>。

先の史料⑥において、陸奥出羽按察使の宣によつて陸奥国に指示された復旧策が、陸奥国の申請に基づくものではなかつたことに注意したい。中央政府主導で行われた復旧命令のもとになる現地の実情についての情報は、どのようにして収集されたのだろうか。それは、免税措置の期限が切れた承和九年の五月に陸奥守の任を解かれ、上京する良岑高行によつてもたらされた可能性が高い。そして、その後任者には当然、復興実

現に向け現地で指揮をとる任務が与えられる。その人事は、やや混迷したもの、十月に至つて藤原氏宗が拝命し直ちに着任したことで落着し、半年後に陸奥出羽按察使によつて復興方針がまとめられ、太政官符で下達されたのである。ただし、渕原氏の指摘にもあるように、その後の承和十三年には、陸奥出羽按察使となつた藤原富士麻呂が、良房とは異なる現地に赴任し、また陸奥介が違例の鎮守將軍兼任をするなど、陸奥国内の官人が特異な構成をとつてゐることは<sup>(22)</sup>、現地における被災地復興が、避難民を強制的に送還するだけで為し得るほど単純なものではなく、送還後の生活基盤や生産手段の再建作業を伴う困難な事業であったことを、間接的に我々に教えてくれている。

被災地の復興について、史料は殆ど何も記さないが、遡つて騒擾期の承和七年、先に触れた、避難民に賑給を行つた物部己波美や、騒擾に加わらなかつたエミシ系豪族・物部斯波連宇賀奴の叙位とともに、仮に外従五位下とされた磐城郡大領磐城臣雄公は、「居レ職以来、勤修二大橋廿四處・溝池堰廿六処・官舍正倉一百九十字」したという。彼らが同時に叙位に預かつてゐるのは、等しく災害—騒擾において功績があつたためだらうから、磐城臣雄公による大橋その他の修理とは、磐城郡における郡政だけでなく、火山噴火やそれとともになう地震によつて破壊されたインフラの再建に他なるまい。彼は「過即戎途、忘身決勝」ともされるから、援兵に指揮官として参加し、奥郡に派遣されていたと思われ

る<sup>(23)</sup>。そして俘囚の騒擾行為の鎮圧に当たるとともに、破壊された諸施設の修繕をも積極的に指揮していたのである。ここに、承和期の援兵の実態の一端を窺い知ることができる。ただし、短期的に派遣される援兵の復旧作業だけでは充分でなく、被災地の本格的な復興は、その後の課題として残されていたのであつた。

### おわりに

承和期、災害を契機に一端離れた故郷の地に送還された人々は、いつたいどのような心境だつただろうか。その後、日常的な生活を取り戻すまでの彼らの苦難は如何ばかりだつただろうか。史料は黙して語らない。強制送還作業が開始されてから四ヶ月余り経つた九月五日、玉造温泉神が陸奥国内の他の神社とともに叙位され、無位から從五位下となつた<sup>(24)</sup>。火山活動の沈静を祈るとともに、被災地の復興に当たり、神社祭祀の興行をもつて、新たな生活に向けて踏み出そうとする人々を勇気づけようとする目的も、あるいはあつたのかも知れない。

九世紀の陸奥において、強制的に送還して復旧完了とはいかななかつたのと同様、現代社会においても被災地の復興は容易なことではない。今なお被災地に暮らす人々がもとの生活に戻れるよう支援することは何よりも重要なことであり、また困難なことでもある。未来に不安を抱えて過ごす被災者の方々の苦悩は、推し量ることすらできない。

### 註

(1) 熊谷公男「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」（虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年）。以下、熊谷氏の見解はすべてこれによる。

なお、後に熊谷氏は「いまにして思えば、旧稿では『民夷』の間の対立感情をやや固定的にとらえていたきらいがあったと思う。奥郡の倭人と蝦夷が、いつも対立的な関係にあつたわけではなく、饑饉や何らかのトラブルが引き金となつて相互の対立感情が顕在化し、時としてそれが騷乱にまで発展することがあつたと考えるべきであろう」と述べている（「古代蝦夷論の再構築に向けて」『東北学院大学論集歴史と文化』五〇、二〇一三年）八頁）。

(2) 渕原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配―北部四郡の廃絶までを中心に―」（『日本史研究』五〇八、二〇〇四年）。以下、渕原氏の見解は特に断らない限りこれによる。

この他、承和期の事態を、収奪強化に伴う移民系住民の逃亡と、朝貢供給体制による收取強化に対する俘囚の抵抗への懸念という相互に因果関係のない事態と理解し、齊衡期の騷乱を現岩手県沿岸部から青森県東部の蝦夷村による相互的掠奪行為と理解する窪田大介氏の説もある（「九世紀の奥郡騷乱」『蝦夷研究会編『古代蝦夷と律令国家』高志書院、二〇〇四年）。しかし、前者の論点については、同時に問題とされた事象に有機的な関連性を想定しない点は疑問であり、また史料的な不安も残る。後者についても、事件の経過のなかで登場するのは「蝦夷」ではなく「俘囚」であるから、蝦夷村における事象とは考えられない。

(3) 伊藤順一・阪口圭一・山元孝広「鳴子火山における後カルデラ期の水蒸気爆発」（地球惑星科学合同大会、一九九七年、国立研究開発法人産業技術総合研究所 WEB ページ：伊藤順一ホームページページ <https://staff.aist.go.jp/itoh-j/opn/paper/HomePage.html>）。

(4) 以上の民衆逃亡と火山噴火との関係については、すでに高橋崇氏の指摘がある（「柵戸廃絶後の東北」『古代東北と柵戸』吉川弘文館、一九九六年）二〇一～二〇二頁）。ただし、騷擾との関係については述

べられていない。

渕原氏はさらに前年、承和二年の宇漢米公・毛伊・爾散南公志礼初が「不レ從逆類」ことを理由に叙位された記事（『類聚国史』卷百九十・風俗・俘囚・承和二年六月辛丑〔二十七日〕条）をもって、この頃から騷乱状態にあつたとする。しかし彼らの叙位は、少し後の承和五年に「曾經征戰有勳功」という理由で叙位された宇漢米公毛志と同じく、かつての征夷戦争での功績に基づく褒賞とみた方が良い（『類聚国史』卷百九十・風俗・俘囚・承和五年十一月丁卯〔十三日〕条）。でなければ、騷擾を承和三年春からとする史料①との齟齬を説明できなくなる。宇漢米公・爾散南公は毎年の節会に参加する「俘囚」として近江に移配された豪族であり、十世紀以後も唯一維持され続ける俘囚郷の住民の祖先に当たる。彼らは弘仁期にすでに近江の俘囚集團を統率する立場にあつたとみるべきである（近江の俘囚については、弓野正武「俘囚見参」考）『古代文化』三三一五、一九八一年）に詳しい）。征夷が行われなくなった当該期に、節会に参加する俘囚のかつての勲功を称えることは、征夷の記憶を呼び起こし、その成果を再確認するという重要な意味を持つたと思われる。

(5) 『続日本後紀』承和六年四月丁丑（二十六日）条。

(6) 『続日本後紀』承和四年八月庚申（二十九日）条。

(7) 『続日本後紀』承和六年三月乙酉（四日）条。

(8) 『続日本後紀』承和八年二月甲寅（十三日）条。

(9) 『続日本後紀』承和七年三月戊子（十二日）条。

(10) 承和五年においては特に四・五月の間に限定して援兵が派遣されている（史料①）。鎮守將軍が陸奥国衙に対して要求したのは「奥邑之民」の逃亡を抑制し、農業に従事させることであるから、農業との関係で理解する必要がある。例えば『平安遺文』六四一号文書に「四・

五月之比旬炎旱、苗子燐損、田畠燥乾、播殖違期、徒以荒廢」とあ

るよう、四・五月は水稻耕作における播種期に当たる。これを逃せば、その年の収穫は期待できない。そこで鎮守府は、民衆が火山性地震等の恐怖から逃亡する事態を抑制しようとしているのである。これに対して陸奥守は、四・五月は同時に「馬肥虜驕之時」であり、被災地から流出した人々との摩擦で俘囚が暴動を起こすような事態となれば、民衆を「赴農」させ生産活動を維持することなど叶わないため、援兵を動員して治安の安定を図ることで、連鎖的に被害が拡大するとのないよう腐心しているのである。

- (11) 『続日本後紀』承和六年四月丁丑(二十六日)条。
- (12) 『続日本後紀』承和七年三月壬寅(二十六日)条。
- (13) 『続日本紀』神護景雲四(七七〇)年癸巳朔条など。
- (14) 『類聚国史』卷八十三・政理五・正税・弘仁七年十月辛丑(十日)条。
- (15) 『続日本後紀』承和二年二月己卯(四日)条。
- (16) 『日本文德天皇実錄』齊衡元年五月戊戌(十五日)条。
- (17) 『日本文德天皇実錄』齊衡元年九月辛亥(二十九日)条。
- (18) 『日本文德天皇実錄』齊衡元年十月甲午(十九日)条。
- (19) 鈴木拓也氏も、この背景に承和期の騒擾を想定している（「陸奥・出羽の浮浪逃亡政策」）『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年(二五五頁)。ただし、鈴木氏の場合、俘囚の不穏な動きによって百姓が動搖・逃亡したと理解している。

熊田亮介氏は史料⑥にみえる百姓の逃亡を官符の表現に依拠して課役忌避と理解した（「九世紀における東北の地域間交流」）『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年）一九五～一九九頁）。また、これを受けて窪田大介氏は火山噴火等は課役忌避を目的とする逃亡の口実であるとしている（前掲論文八五頁）。しかし、これらの解釈では、浮浪人送還命令が何故、承和十年という時点で出されているのか、そして、

その契機は何か、ということが不明確にならざるを得ない。

- (20) 以下の人事異動はそれぞれ、『続日本後紀』承和八年正月甲申(一三日)条、『公卿補任』承和十四年条・小野篁、『続日本後紀』承和九年八月壬申(十一日)条、『続日本紀』承和八年八月乙酉(二十四日)条、『公卿補任』仁寿元(八五一)年条・藤氏宗。
- (21) 同様に、渕原氏の指摘する齊衡三年から貞觀初年にかけての陸奥官人の頻繁な交替も、齊衡期の騒擾の実態が本文に示す通りであるとすれば、詳細は不明ながら、やはり飢饉とそれに伴う騒擾の終息を受けた陸奥国復旧の文脈で理解する必要があろう。騒擾の終息した齊衡三年、主計寮の申請によつて、陸奥・出羽両国の齊衡元年（騒擾開始年）以降の調庸について、調帳・用度帳の勘出に基づき調返抄を受けることが義務づけられ、歳入・歳出の監査・把握が強化されている（『類聚三代格』卷十二・諸使并公文事・齊衡三年三月八日付け太政官府）。神護景雲二(七六八)年を最後に陸奥国調庸は京進されず当国消費となつていて、飢饉発生以後の調庸についての監査体制の強化は、飢饉にともなつて多大な支出を余儀なくされ、生産・納税量も低下した陸奥・出羽両国の国衙財政の再建が、当時、重要な課題として認識されていてことを示している。陸奥・出羽両国の調庸制については、鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」（前掲書）参照。
- (22) 『続日本後紀』承和十三年正月乙卯(一三日)条、二月壬午(二日)条、七月丙寅(二七日)条、嘉祥三(八五〇)年二月乙丑(一六日)条・藤原富士麻呂卒伝。
- (23) 承和期の騒擾の際の援兵が、承和一〇年以前の創設と推定される磐城軍團の前身に当たる可能性がある、という渕原氏の指摘（前掲論文一七～二〇頁）は、この磐城郡司の叙位記事との関連から注目できる。
- (24) 『続日本後紀』承和十年九月庚寅(五日)条。